

1 事業評価

	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	<p>公正かつ自由な競争のルールの整備 明確化、独占禁止法等の違反行為の未然防止</p> <p>- 独占禁止法等の広報活動 -</p>	<p>(1) 必要性 独占禁止法等や公正取引委員会の活動について、よ多くの国民に周知し、理解を得ることは、競争政策への国民的な理解を深め、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進することに必要。</p> <p>(2) 有効性 報道発表を行ったものについての新聞報道量を推計したところ、総計41,190行(報道発表1件当たり149行)であり、報道発表は有効であったと評価できる。 広報用ビデオについては、配布先における利用状況は高いものではなかった。 ホームページについては、専門会社の調査・分析において、利用者にとって利用しやすいものとなっているかの視点から、一層の工夫が必要との指摘があった。 中学校等において関係した独占禁止法等に関する授業に対して、生徒及び教諭の満足度は高く(生徒73.5%、教諭100%)、学校教育での理解増進に有効なものだと評価。</p> <p>(3) 効率性 米国及びEUの競争当局における直接の広報担当部署の人員と比較して、同程度以下の人員で行われており、おおむね効率的に行われていると評価。</p> <p>(4) 今後の課題 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)において、独占禁止法改正法案を平成16年中に国会提出することとされている。独占禁止法改正法案が成立すれば、改正法案の内容について国民への十分な周知に努めていくことが最重要課題。 また、ホームページに関しては、利用者の利便性の観点からトップページをはじめとするホームページを抜本的に見直すとともに、利用者の関心に一覽的に対応できるよう特集ページを拡充するなどして情報提供量の拡大を図っていくことが必要。</p>	<p>平成16年度においては、改正施行となった景品表示法の内容を広く国民に周知するため、イラストや図表を多用したパンフレットを作成・配布するとともに、17年度に予定している独占禁止法の改正について国民に広く周知して理解を求めるための広報計画を策定した。</p> <p>また、ホームページについては、トップページデザインの変更、サイトマップの作成、検索機能の付加等を行い、利用者の利便性を高めるための改良を行った。</p> <p>さらに、中学校等で開催している独占禁止法等に関する授業では、実施校数を拡大するとともに、より良い内容の授業にしていくため、生徒・教諭向けのアンケート調査票を作成し、実施した。</p>

2 実績評価

	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 平成15年度における独占禁止法違反行為に対する措置 -	<p>(1) 必要性 構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり特に独占禁止法違反行為に対する厳正な対応が必要。</p> <p>(2) 有効性 刑事告発を1件行うとともに、市場構造が寡占的となっている事業分野、II・公益事業分野、知的財産権分野、優越的地位の濫用行為、不当廉売、公共調達におけるダンピング受注に係る事案など、社会的ニーズのある事案について、厳正に対処したものと評価。 また、別途、個別事例を用いて評価を行い、その結果を取りまとめる予定。</p> <p>(3) 効率性 法的措置を採った事件の平均審査期間は約9か月で、前年度より約1か月短縮。一方、II・公益事業分野における事件は、3か月以内との目標設定期間を設定しているものの、5.9か月を要しており、今後、一層の迅速化が必要。 申告情報に対する事件処理数の比率は、平成13年度の11%から平成15年度には22%へと上昇しており、申告処理部門の増員等による一定の成果が認められる。</p> <p>(4) 今後の課題 競争政策の重要性が高まっている中、独占禁止法違反行為を積極的かつ迅速に排除し、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、依然として審査部門のマニパワーは十分とは言えないこともあり、処理期間の短縮、申告情報の事件処理化の促進といった点が課題として残されていると考えられることから公正取引委員会の審査部門全体にわたる体制の整備を今後引き続き検討していくことが必要。</p>	<p>II・公益事業分野、知的財産権分野など重点審査分野における事件について積極的に対応し、厳正に対処。 複雑かつ巧妙化する独占禁止法違反事件の処理を的確に行うため審査専門官を増員するとともに、審査開始から審判段階までの全事件を審理し、立証方法の改善、審査段階における証拠及び法的問題点の検討を強化。 引き続き、審査体制の整備・充実、審査手法の改善、事件間のリソースの効率的な配分等により迅速・厳正に対処。</p>
2	公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 平成15年度における企業結合に関する措置 -	<p>(1) 必要性 市場における競争に弊害をもたらすこととなる一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合行為に対して、独占禁止法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要。</p> <p>(2) 有効性 事前相談を含め審査した案件のうち5件について、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがあるとして、当委員会で問題点を指摘し、当事業社がそれを解消する措置を講じており、有効な企業結合審査が行われるものと評価。</p> <p>(3) 効率性 書面審査に要した日数の平均値は18.6日であり、前年度に比しても7日減少、また、書面審査では不十分なことから、詳細な審査を行った案件については、80.3日の審査期間となっている。書面審査、詳細審査のいずれの平均処理日数とも、対応方針で示した審査期間内となっており、迅速かつ効率的に処理しているものと評価。</p> <p>(4) 今後の課題 大型化・複雑化する企業結合事案の増大に対し、より一層迅速かつ的確に対処するために、職員の企業結合に関する審査能力・専門性を向上させることが必要。そのために、公正取</p>	<p>引き続き、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合に対して、独占禁止法に基づき厳正・迅速に対処。 また、平成16年度に策定した企業結合ガイドラインの周知徹底や個別事案の公表内容のより一層の充実に努め、企業結合審査の透明性を確保するとともに、外部人材の積極的活用、人員の重点的配置などにより、引き続き、企業結合に関する審査能力・専門性の向上、機能・体制の強化を図る。</p>

	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		引委員会は、民間の専門家など積極的に外部人材を活用するほか、企業結合審査部門への人員の充実及び大型・複雑な案件への重点的な人員投入により、機能・体制の強化を図ることが必要。	
3	公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 平成15年度における下請法違反行為に対する措置 -	<p>(1) 必要性 親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える優越的地位の濫用行為を規制し、市場機能をよく発揮させ市場の公正かつ自由な競争秩序を確保する必要。</p> <p>(2) 有効性 平成15年度における勧告は8件と、前年度の2倍に増加。一方、アンケート調査において、公正取引委員会の勧告・警告後も減額又は支払遅延の下請法違反行為がなくなっていないと回答している下請事業者も認められることから、指導の実効性を確保し、排除効果を高めるための方策の検討が必要。</p> <p>(3) 効率性 勧告の平均処理日数は、147日であり、前年度に比し81日減少している。警告については、30日以内に処理した下請法違反事件が減少し、30日を超える期間を要したものが増加。</p> <p>(4) 今後の課題 下請法の改正による規制対象範囲の拡大に伴い、下請法違反事件調査部門全体にわたる体制の整備が必要。加えて、書面調査票の電子オンラインによる提出を促進するための環境整備などに取り組む必要。</p>	<p>1 引き続き下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して勧告の措置を採るなど厳正かつ迅速（処理期間6か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、また、下請取引の公正化（役務分野における書面発注率の向上など）を図り、下請事業者の利益を保護し、もって公正かつ自由な競争を促進する。</p> <p>2 改正下請法において、「その他必要な措置を採るべきこと」を勧告できるようになったことから、指導の実効性を確保し、排除効果を高めるため、当該親事業者に対し、従来にもましてきめ細かい指導を実施する。</p> <p>3 書面調査票の電子オンラインによる提出を促進するための環境整備（調査実施の告知）に取り組むこと、親事業者調査票から要確認調査対象事業者を選ぶ業務を外注化するなどにより増加する違反事件に対処するため、十分な体制の整備の検討</p>
4	公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 平成15年度における景品表示法違反行為に対する措置 -	<p>(1) 必要性 消費者が適正な商品選択をできる環境を確保するため、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより、消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠。</p> <p>(2) 有効性 平成15年度の排除命令は27件であり、顕著な増加が見られる。排除命令は、比較的大規模な事業者が多い業界においては、業界全体に対する抑止効果を持つことがある程度認められる。一方、比較的小規模な事業者が多い業界においては、業界全体に与える効果は限定的である。こうした業界の特性を踏まえた上で、前者においては、先例となる特徴のある違反事件の優先的な処理に努め、後者においてはより多くの個別事件を厳正・迅速に処理し、景品表示法の認知度を上げるとともに、効果的な業界への周知方法を検討することが必要。</p> <p>(3) 効率性 排除命令に要した事件処理日数は、平成15年度において1件当たり平均約183日であり、事件の複雑・巧妙化等により事件調査に係る時間が長期化。事件処理迅速化の観点から、今後調査手法の改善等に取り組む必要。</p>	<p>引き続き、消費者の適正な選択を妨げる不当表示について、改正景品表示法第4条第2項の権限を用い、排除命令の措置を採るなど厳正に対処。</p> <p>地方事務所における景品表示監視官の増員、事件調査に関する研修の実施、地方事務所における事件処理状況の実態把握により一層の迅速な処理に向けて取組。</p>

	事業の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		<p>(4) 今後の課題 改正景品表示法の活用により、事件処理の迅速化が期待されるが、事件の処理を迅速かつ的確に行うためには、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門全体にわたる体制の整備を検討していくことが必要。また、初任者研修や中堅調査担当官に対する調査手法の向上を図るための実務的な研修等を充実させることも重要。</p>	
5	<p>公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 平成15年度における独占禁止法に基づく審判手続 -</p>	<p>(1) 必要性 審判手続は、法によって定められた手続であって、法運用を厳正に行うに当たって、適正手続を確保するためのもの。複雑な争点に対して専門的な判断が求められる独占禁止法に基づく処分については、三面構造による審理というより被審人の権利を保障した手続を採用することが必要。</p> <p>(2) 有効性 最近5年間に審決が行われた審判事件66件について、審決が訴訟によって取り消された件数は3件(4.5%)であり、審判手続が有効に機能しているものと評価。</p> <p>(3) 効率性 平成15年度末時点において係属している審判事件140件中、50件が審判開始決定から2年以上を要しており、審判手続に要する期間は一般的に長期。このため、集中審理の実施等による審判手続の効率化に取り組んだ。</p> <p>(4) 今後の課題 審判事件の件数の増大は、今後も引き続き増加することが想定されているところ、審判官の員数について今後検討を要する。 審判手続に要する時間が非常に長くなっている審判事件もあることから、今後、引き続き、審判手続の効率化を通じて迅速性を高める努力が必要。</p>	<p>今後、引き続き、集中審理の実施や準備手続の活用等により、審判手続の迅速化・効率化を図る。また、審判事件数の増大に対しては、平成17年度予算において2名の審判官を確保。</p>
6	<p>電子政府構築の推進</p>	<p>(1) 必要性 行政情報の電子的提供、電子申請等に係る取組については、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(2) 有効性 申請・手続案内等の充実、手続き処理期間の短縮については、目標達成に向け更なる取組が必要。</p> <p>(3) 効率性 インターネットによる情報提供の充実が国民の行政情報取得に要する費用の大きな軽減につながっており、効率的な情報提供となっていると考えられる。</p> <p>(4) 今後の課題 今後は特に、ITシステムの導入を踏まえた業務の効率化、行政情報の電子的提供の充実に重点的に取り組んでいく必要があると考えられる。</p>	<p>評価作業中明らかになった申請・届出等の手続案内のホームページへの未掲載分について、ホームページに掲載するなど行政情報の電子提供の内容を充実。</p>